

～屋外広告物を設置されたみなさまへ～

近年、屋外広告物の落下事故が全国で多発しています。
あなたの広告物は大丈夫ですか？

札幌で看板落下、歩行者重体

平成27年2月15日、13時55分ごろ、北海道札幌市中央区で、ビルの外壁（設置高さ約15メートル）から看板の一部が落下し、歩いていた歩行者の頭部に当たり、重体となる事故が発生しました。

落下した看板は金属性で、大きさは約30×150×30センチ、重さは約20キロでした。昭和60年から市条例に基づく許可を受けていましたが、老朽化により、看板を固定する部品が腐食していたところ、強風にあおられて落下したものと考えられています。

兵庫県の屋外広告物の制度について

兵庫県では、良好な景観や安全・安心なまちづくりのため、屋外広告物の大きさ・高さなどの基準や、表示を禁止する地域などを、屋外広告物条例で定めています。

ここでは、基本的なルールをまとめていますので、ご一読ください。

① 許可申請が必要です

屋外に広告物を設置するときは、原則許可を受けることが必要ですが、許可には期限があり、広告板や広告塔などは最長2年間です（裏面をご覧ください）。設置工事後の工事完了届の提出や、許可期間を経過した後も継続して屋外広告物を表示する場合は、更新の手続きが必要です。更新許可を申請するには、屋外広告物の安全点検を行ったうえで、「自己点検結果報告書」などの添付が必要です。

また、広告物を撤去したときは除却届の提出が必要です。

② 屋外広告物の管理が重要です

広告物を設置又は管理する方は、安全性を定期的に点検し、補修など必要な維持管理をしなければなりません。

強風などでの落下事故には、特にご注意ください。

こんな広告物は注意。専門の業者にご相談を！

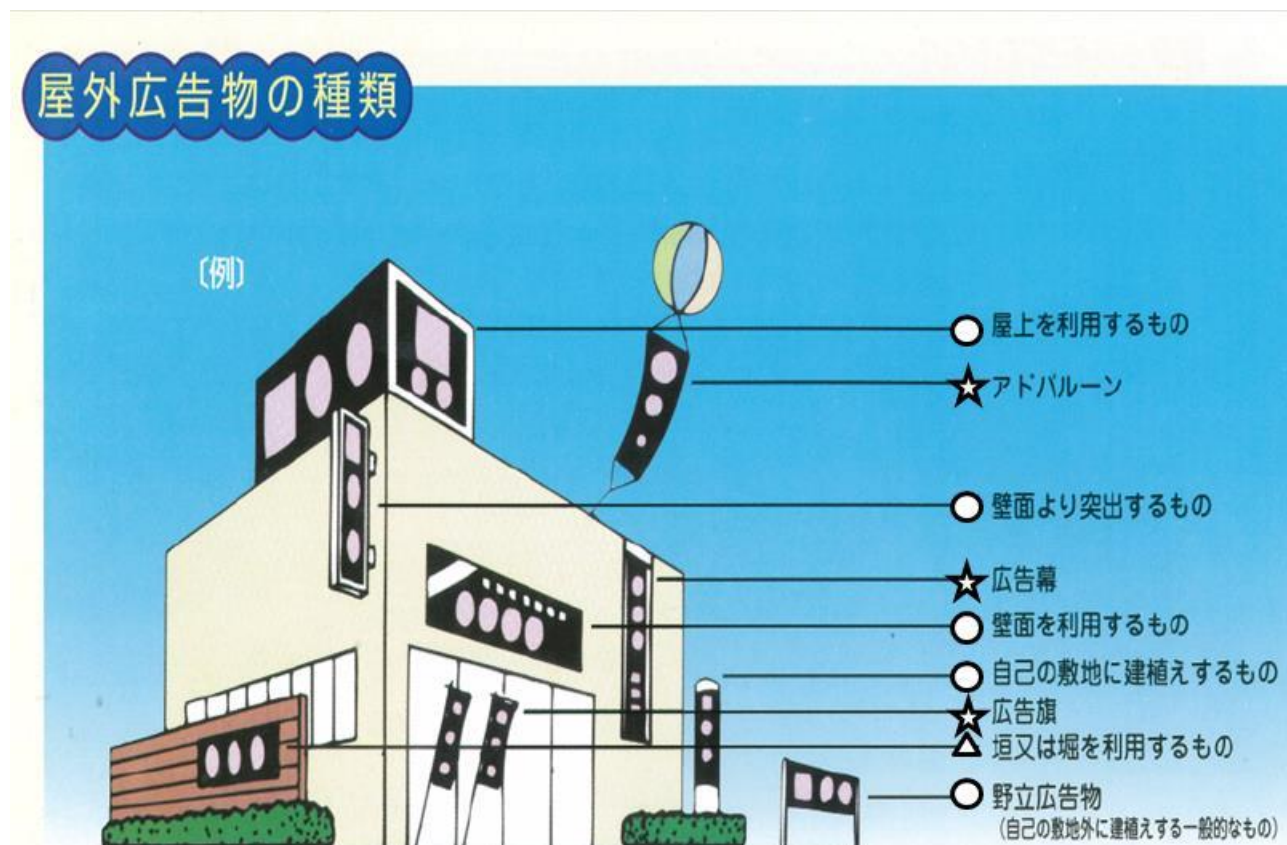
- 〈その1〉 設置してから専門業者に点検してもらったことがない
- 〈その2〉 広告物の取り付け部分が錆びている
- 〈その3〉 弱い風でもぐらついている など

③屋外広告物の工事をする業者は登録が必要です

広告主から広告物の表示などを請負い、広告物を屋外に表示する等の工事を行うためには、氏名や営業所の所在地等を知事に登録する必要があります。また、登録するには営業所に必ず 1 人以上、資格要件を満たす業務主任者を置くことが義務づけられています。

屋外広告物の設置を業者に依頼する場合は、必ず兵庫県知事登録業者に依頼をしてください。（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市の各市内で工事を行う場合は、それぞれの市の登録を受けた業者に依頼をして下さい。）

（参考）屋外広告物の種類と許可の期間



広 告 物 の 種 類	期 間
○ 屋上を利用するもの、壁面より突出するもの、壁面を利用するもの、自己の敷地に建植えるもの、野立広告物など	2年以内
△ 垣又は堀を利用するもの、電柱・街灯利用広告物、アーケード利用広告物など	1年以内
☆ アドバルーン、広告幕、広告旗、はり紙、立看板など	30日以内

●詳しくは、各市町のホームページをご覧ください。

キーワード検索

兵庫県のホームページには「屋外広告物のしおり」を掲載しています。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks20/wd23_0000000020.html